

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

長野, 暉
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7182147>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 25, pp.109-147, 1980-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



佐賀藩徴租法に関する若干の考察

長 野 暹

目 次

はじめに

一 佐賀藩徴租法の形成過程

二 徴租法の確立とその特質
むすびにかえて

はじめに

佐賀藩の徴租法については、すでに若干の論稿があり、それによって概要は理解できるが、佐賀藩独特の地米制が施行されるようになった過程は必ずしも明らかでない。⁽¹⁾

佐賀藩では、一般的に村高を表示する場合、地米で表わす場合が多い。しかも、地米が年貢量を意味するところから、村高が年貢量で表わされるということは、生産高表示が一般的である幕藩制社会において、かなり特色をもった在り方とみることが出来る。とすれば、この地米制が何故佐賀藩で採用され、藩財政構造の基軸をなしたかの考察が肝要になるであろう。

最近、徴租法についての分析が深まり、幕藩制期における年貢徴収の様式が次第に明らかになりつつあるが、これ⁽²⁾佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

らを一層体系的にしてゆくためには、各藩の分析が欠かせないことは言うまでもないであろう。

佐賀藩徴租法の特質は生産高と免によって年貢量が決定される様式と異なり、田畠の品位と面積によって年貢量が定まる点にある。品位別反当り年貢量を定め、品位と面積から年貢量が算出される仕組は生産高把握を基調とした。太閤検地は生産高、品位、面積、名請人の検出を基本とし、生産高を把握して、その三分の二を年貢量とした。この体制は慶長期以後は免設定による年貢量算出へと転換してゆくが、生産高把握という基調は貫かれている。ところが、佐賀藩においては、この生産高調査は元和期以降大規模に行われたことがない。徴租法からするとむしろ生産高調査を必要としていない。村高表示の場合も租税量を表わす地米量とするのが一般的であった。これは生産高表示を基調とした石高制においてかなり異なった在り方である。佐賀藩徴租法がどのようにして形成されてきたかを考察することは、単に幕藩制下における徴租法の解明ということだけでなく、太閤検地の肥前地域における意義と役割を検討することにもなり、ひいては幕藩制国家における石高制についての究明に関連するものがあると思われる。そこで、本稿では佐賀藩徴租法の特質を検討し、その形成過程を天文、天正、慶長の各時期における年貢関係史料を通じて分析してみよう。

【註】

(1) 三木俊秋「佐嘉藩多久領地米制度の概観」(『史淵』四九輯)、『佐賀県史』中巻一一八一—一二七頁、『佐賀市史』(昭和五十二年刊)三八一—三八六頁。『鹿島市史』一九四—二〇四頁。

(2) 田中誠二「岡山藩徴租法の研究」(『史林』五九巻一号)、松下志朗「久留米藩の石高制と徴租法」(『福岡大学人文論集』二巻四号)、安藤保「近世における徴租法の一考察——府内藩『内平均制度』を中心にして——」(『社会経済史学』三四巻四号)、水本邦彦「近世土免制とその構造」(『愛媛大学法文学論集・文学科編』一一号)。

一 佐賀藩徴租法の形成過程

佐賀藩特有の体制的表示である地米制については、先に若干検討したので、本稿では徴租法の面から考察してみよう。⁽¹⁾

地米制は反当り租額が設定され、面積と品位に応じて年貢量が賦課される仕組である。例えば、慶安二年の「肥前国神埼郡上条郷戊久米ケ里田畠地米帳」には、次のように記載されている。⁽²⁾

(前略)

上六畝拾貳歩半^{五坪}

橘兵衛

米八斗五升

中九畝拾貳歩^{三坪}

同人

米壹石九升一合

中壹段五畝六歩半^{五坪}

同人

米壹石七斗六升六合

と、所、品位、反別、名請人、米量が明記されている。ここで問題なのは、米と書かれている部分で、これが生産高が年貢高かということである。

この「地米帳」では、田方についての末尾が次のようになっている。

壱町九段五畝拾九歩半

合田数

米拾九石七斗四升四合

内

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

上_{二段}米_{二付米}石_{三斗}式_升四_合代
上_{二段}米_{二付米}石_{三斗}式_升四_合代

米_式石_仁斗_四升_九合

中_九段_七畝_七斗_六升_六合代
中_九段_七畝_七斗_六升_六合代

米_拾石_式斗_六升_式合

下_五段_七畝_廿五_斗升_六合代
下_五段_七畝_廿五_斗升_六合代

米_四合_五斗_四升_壹合

下_々式_段七_畝廿_四步
下_々式_段七_畝廿_四步

米_壹石_六斗_壹升_式合

三_下式_畝
三_下式_畝

米_八升

とある。

地米が佐賀藩において一般的に本年貢高を表わすことから、反当り米量は年貢量を表示していることになる。「壹段ニ付米壹石三斗式升四合代」とあるのは、譜代藩などにおいては石盛を示すものであるが、佐賀藩において、これは年貢量を表わしている。

収穫高を把握し、それに免を掛けて年貢高を決定してゆく様式と異なり、反当り年貢量が設定され、土地面積にそれを割り掛けて年貢高を定める様式であり、かなり前者と異なっている。いわゆる反取法による年貢量設定である。

佐賀藩がこのような徴租法を採用した所以についての解明の一端として、天文期の指出帳を検討してみよう。「自天文十二年_卯二月晦日至同十三年_辰二月晦日」の日付がある「高城寺南里分年貢納_三」と表記されている年貢納帳があ

る。それには、

(前略)

十三坪 式町六反内

式反

左京助

式反

^{田原}左馬助

壹反

理鏡

(中略)

壹反三丈

鏡春

参丈屋敷

^{田原}六郎右衛門

式丈屋敷

^{田原}左馬助

(後略)

とあり、丈制が用いられ大中小半丈の面積表示の段階にある。また品位や石盛による分米などの記載もなく、田方や

屋敷の面積と年貢負担者が書かれているだけである。

同帳における集計は次のようになっている。

除

四町二反

寺社屋敷地共

六町

役田

九丁三反中

土井料

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

已上十九丁五反中

已上

得田数四十九丁八反二丈

分米 四十九石八斗四升

当納 四十八石二斗一升二合

未進 二斗四升八合

皆納ニヨリ

九斗

寺作

壹石一斗四升

寺作文甫寄進田

都合五十石二斗五升二合

とある。

総田数が記され、これから屋敷地、役田、土井料が除かれた田数と、その分米量および納量が記帳されている。ここで問題になるのは「分米」をどのように理解するかである。「得田数四十九丁八反二丈」に対して「分米四十九石八斗四升」とあり、更に「当納四十八石二斗一升二合」となっている。分米と得田数との関連から一反につき一斗である。この分米が年貢量を示すことは、当納が分米にほぼ近似していることから明らかである。こうして、ここでの分米は收穫量でなくて年貢量を表示していることになり、中世期の年貢賦課に際して用いられた分米であることがうかがわれる。

分米が一反当り一斗であり年貢としてはきわめて低い、これは高城寺と年貢負担者の問題であり、直接生産者の負担を表わすものでないことは言うまでもない。作職、下作職などの重層的職の体系下において、年貢以外の剰余部分がさまざまに分化して収奪されるが、ここでは職体系の問題のことはさておき、分米記載が年貢量を示しているこ

とだけを確認しておこう。

天文十二年ごろは、まだ收穫量を基準にした年貢賦課でないことが「高城寺領南里分年貢納」帳よりうかがえるが、これが太閤検地によってどうなるかが問題であろう。周知のように、太閤検地は町反畝歩制を導入し、一筆ごとの面積、名請人および生産高の把握を行なった。中間搾取を排除して一職支配の体制を構築しようとした太閤検地においては、年貢賦課は先ず生産高を把握し、その三分の二を課するという様式であり、生産高把握が前提であった。豊臣秀吉は天正十五年に九州入りをし、九州の所領配分を行なったが、秀吉の九州平定は九州の近世的転換にとつて画期をなした。それを基礎づけたのが検地であった。

肥前地域の天正期における太閤検地帳では、天正十六年八月五日の日付がある「佐賀郡之内巨勢庄之内小太郎丸村検地帳」と天正十六年霜月吉日の「肥前国三根郡西嶋村光浄寺弥吉名検地帳」が残っている。前名は原本、後者は写であるが、この検地帳の特徴を検討してみよう。

小太郎丸村検地帳の記載は次のようである。

屋敷ノ坪	本宅反半	右馬助
一段二畝貳歩		
同坪	本宅反	同村の
六畝六歩		左衛門尉
同坪	本宅反	ふつくる
一段六歩		主水允
屋敷ノ坪		小太郎丸
五畝		右馬助

(後略)

とあり、品位や分米の記載はみられない。末尾には、

右立寺社田数本宅町四段三丈中

内観音敷地本二反一丈

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

一 右検地坪今壹町六畝廿六歩

内 観音畝地今貳反一畝十八歩

右 春日免田数本三段

一 右検地坪今貳段三畝十六歩半

右 惣以上田数本十貳町三段三丈中

右 惣以上検地坪今拾一町四段五畝四歩

となっている。

「田数本十貳町三段三丈中」が「検地坪今拾一町四段五畝四歩」と大中小制から町反歩制に切り替えられている。土地丈量單位の転換はあるが、品位や石高の記載はない。

光浄寺弥吉名検地帳においても記帳の様式は同じである。ただ末尾にこの検地帳一筆ごとの所付と異なる地所について、次のように書かれている。

神治ノ手前穀積

徳作田検地十七町四反八畝廿三歩

右積百六十一石一斗七升六合

諸又ノ手前

作徳屋敷合検地坪三町七反八畝九歩

右積四十八石六斗三升七合五杓

(中略)

右総以上検地坪合而

廿四町九反九畝廿三歩

右之穀積合テ

二百卅四石二升六合五杓

となつてゐる。

徳田、作田の総計と共に穀積りとして石高が記されている。この限りでは石高算出の基準などは不明であるが、穀積りで計上されている石高が生産高を示すのか、それとも年貢高であるかが、ここでは問題にならう。神治ノ手前の穀積りは反当り九斗二升五合、諸又ノ手前は「一石二斗八升五合」とあり、総穀積りでは九斗三升七合になる。反当りの量からして生産高でなくて年貢高とみれる。

ところで、天正十六年の検地は寺領まで及ばずなかつたとみられる。天正十六年子九月吉日の日付がある「春日山高城寺領指出」帳が残っているのが、その一端を示すと思われる。同帳の記載は以下のである。

朽井分

領主神代九郎殿

○三十三文二分
六町六段二丈

寺作

○六文の一分五厘九
式町半畠地

作諸職給

○五文の八分
壱町壱段三丈

壱石一斗六升

諸塔頭

土貢所

○十文目六分五厘九
仁町式段半内三段畠地

仏供田

三段

天神敷地

三丈

春日大明神祭田

式段

井手料

以上十式町六段三丈得作諸免諸給共

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

(後略)

と書かれている。

小太郎村で検地が行なわれた同じ天正十六年でありますが、高城寺領は指出ですまされており、このため、丈半などの単位が用いられている。反銭賦課などがみられ興味ある内容が記されているが、年貢関係のものをみれば、土貢所とある部分で、壱町一反三丈が一石一斗六升となっている。反当り一升である。この反当り一斗の年貢は同帳では他の部分でも共通したものになっている。

反当り一斗という基準は天文十二年の「高城寺領南里分年貢納」においてもみられたが、天正十五年においても、この基準が継承されていることがうかがわれる。

「春日山高城寺領指出」と「小太郎丸村検地帳」よりみると、武領では太閤検地によって土地丈量単位が大中小半から町反畝歩に転換しておりながら、寺領までにはそれが及んでいないことがうかがえる。

天正十八年一月八日に龍造寺藤八郎に佐嘉郡、小城郡、三根郡、藤津郡、たかくの郡、神埼郡、きしまの郡、下松浦郡、そのきの郡内に所領が宛行われ、その石高は三〇万九九〇二石となっていた。⁽⁴⁾この知行宛行の石高は天正十六年の検地によるものとみられるが、前記小太郎丸村検地帳からすると石高算出の基準が明らかでない。また弥吉名検地帳における穀積りのようなことが各地でも行われたとみると、弥吉名検地帳での穀積りの高が問題になる。しかし、史料上の制約からこの問題を明確に判定することは目下の所できがたい。むしろ、肝要なのは天文十二年の折には一反当り一斗の年貢量しか把握できなかったのが、天正検地においては、それを大幅に上廻る石高算定があるという点で、一職支配の体制構築への手立が講じられたということであろう。

太閤検地の施行基準が確定するのは天正末期に近い頃とみられ、村位、土地品位、石盛が検地において確定されるのも初期太閤地検からとは限らないようである。とすると、肥前地域における天正十六年の検地も施行基準未確定の

ものということになるであろう。

明確な基準に基づいて施行されたのが文禄検地であった。肥前地域の一部でも、この文禄検地が山口玄蕃によって行なわれた。この折の検地帳は残っていないが、一部分の写が「基養精細録」に書かれている。その内容をみると、

例(一)

文禄四年乙未九月廿四日

肥前国基肄郡宮浦村御検地帳

中ノ村

八拾貳丁八段八畝貳拾八歩

長崎伊豆守組

秋光夷百廿共ニ

白杵甚右衛門

七百六拾五石九斗三升三合

例(二)

同九月廿五日

同高田村 下ノ村

三拾毫丁五段五畝拾四歩

杉帯刀組

貳百九石九斗壹升四合

未遠次郎左衛門

(朱) 此村、上中田なし下田斗、余ハ畠也

鎮国寺

三十一丁五段拾四歩之内、田廿七丁九段七歩 余ハ畠也

とある。村位、田畠品位、面積、石高が検地によって書き上げられている。

文禄検地の結果によって知行宛行がなされているが、それは次のようである。

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

知行方目録

一 五百八拾壹石八斗三升

肥前國養父郡
山うら村

一 七百拾五石壹斗六升

同
立石

一 百八拾壹石壹斗二升

同
平田

一 百五拾八石三斗八升

同
はるのか

一 式百三拾八石二升

同
おくす

一 式百九拾九石式斗七升

同
村田

(中略)

一 式百拾七石六斗八升

同
下の村

一 七百壹石六斗

同
とろき

村内

合五千七百石

右、今度以検地之上任御朱印旨令扶助訖全可領知候也

文禄四年十二月朔日御朱印

鍋嶋加賀守とのへ

(5) 文禄四年には「検地之上」と明記されて知行が宛行れている。この折の石高は文禄検地施行基準からして生産高である。

ところで、文禄検地が肥前養父郡・同基肄郡で行なわれたことは判明するが、これが肥前の他の諸郡でも実施されたかという点で定かでない。

文禄検地以後の検地としては慶長検地があげられる。

慶長検地の結果、家中への知行宛行が慶長十六年一月に行なわれたが、この知行宛行における知行坪付状から、慶長検地の内容を検討してみよう。

鍋島道虎に宛行われた所領に関する知行坪付状の中で「肥前国三根郡坊所郷之内庄分」と題したものは、次のようである。

(前略)

源太郎

中屯段貳畝拾仁歩半

次郎三郎

同坪

中貳段壹畝拾五歩

新九郎

同坪

下貳段仁畝拾仁歩

善四郎

(後略)

との形式で、所付、土地品位、面積、名請人が記載されており、品位づけがあるのがうかがえる。同坪付状末尾には、

都合田畠屋敷四拾町

定米百拾七石仁斗三升

内

但惣反ニ付米壹石仁斗代

上田壹町八段五畝拾四歩

但惣反ニ付米壹石代

中田六町貳段七畝拾仁歩

但惣反ニ付米七斗五升代

下田貳町九段三畝廿六歩半

(中略)

但惣反ニ付米八升代

下畠三反九畝廿九歩

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

但舊反ニ付米壹升代

下々畠九反壺畝八歩

生三印

高米貳百六十七石九斗五升

とある。

鍋島道虎への知行宛行状には、

肥前国三根郡坊所地頭分四百八石四斗、寺家分之内貳百四石八斗五升、市武五町分仁百三拾四石八斗五升、草野分六拾壺石七斗八升、廿五町分三百廿壺石壺升、九町分百八石四斗六升、庄分百拾七石貳斗三升、上宮富分百壺石四斗、江見村百九拾貳石四升、合而千七百五拾斛地之事、知行畢^{坪付在別紙}者早任先例之旨可領知之状如件

慶長十六年正月十一日

勝 茂（花押）

鍋島生三

とある。⁽⁶⁾知行宛行状には「庄分百拾七石貳斗三升」とあるのが、坪付状では「定米百拾七石仁斗三升」となっている。この定米は物成を意味するところから、知行宛行状における石高は物成であり、知行は物成高で宛行われていることになる。それゆえ、「定米百拾七石仁斗三升」は、上田一反ニ付米壺石二斗代、中田一反ニ付壺石代など反当りに設定された年貢量より積出されたものであることになり、年貢は品位別反当り年貢量で賦課されていることがうかがえる。「定米百拾七石仁斗三升」に対して「高米貳百六十七石九斗五升」とある。定米は高米の四三・七五%になる。知行坪付状の様式からして、定米は品位別反当り年貢量と品位別面積の集積によって算出されたものであることから、高米は定米との関係で設定されているとみなせる。つまり定米が基準になって高米が算出されているということである。生産高を把握し、免によって年貢量を設定するのは逆な関係である。

慶長検地によって、田畠の品位づけがなされ、品位ごとの反当り年貢量が設定されたということでは、慶長検地は画期的な内容をもっているが、年貢決定の様式においては、むしろ天文期における方法つまり反当り年貢量設定という反取法を継承している。天文期が反当り一斗であったのが、慶長検地においては上田が一石二斗ときわめて高くなり、剰余部分の介在が認められないほどの年貢量が設定され、一職支配の体系が打ち出されていることは大きな変化である。年貢賦課の様式は品位別反取量の設定などでより細かくなっておりながら、土地面積把握が基準になっている点では、天文期の様式が基礎にあるとみられる。

佐賀藩は慶長十八年に慶長検地の結果に基づき幕府に石高の届け出をしたが、その折の内容は、次のようであったとされている。

鍋島信濃守分領高積

惣高三拾五万七千卅六石五斗九升九合四杓五札
内

田畠貳万五千八百四拾五町五反九畝拾歩

畠、六千八百廿三町四段貳畝七歩小半

惣物成合貳拾三万六千九百八拾五石四斗五升七合

右之外

三千四拾四石九斗一升一合 小物成

已上

慶長十八年^丑癸三月十一日

右者於駿府被差上候御帳面書之写

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

とある。⁽⁷⁾

物成高は小物成も含めると二四万三〇石三斗六升八合であり、これは惣高三五七〇三六石五斗九升余の六七・二三％である。

表 1 佐賀領高物成等覚書

1. 高 357,036石 5斗 9升 9合
内
高 6,290石 4斗 4升 6合 寺社領
物成 236,985石 6斗 5升 7合 1尺
右之外ニ
3,044石 7斗 1升 1合 小物成
都合 240,030石 3斗 6升 8合 1尺
右者先年御公儀江肥前一国絵図被差上候砌、御領中書付之分
1. 高 357,036石 5斗 9升 9合
但、右之高ヲ六ツ七部弐合四尺成ニメ
物成 240,030石 3斗 6升 8合 1尺
内
知行、切米、御配当分、寺社領、内儀方、諸切米
共ニ高積ニメ之分
1. 高 224,129石 2斗 8升 2合 但成右ニ同
物成 150,697石 8斗 5合 2尺 5札
御蔵入之分^(5カ)
1. 高 132,8□16石 2斗 8升 但、成右ニ同
物成 89,332石 5斗 6升 2合 8尺 5札
1. 高 497,885石 1斗 8升
但、此物成ヲ五ツ成ニメ高積り、右之分覚
物成 240,030石 3斗 6升 8合 1尺
寛永十年西 二月二日

〔注〕「佐賀県史料集成」第10巻、90-91頁

慶長十八年三月の石高書き上げでは惣高三五万七〇三六石余が先ず記されて、ついで物成高が書き上げられているため、先ず石高把握があり、その結果に基づき一定の割合で物成高が定められたと受け取れる様式になっている。しかし、鍋島道虎知行宛行においては、物成高による宛行であり、また知行坪付状などでも反取による物成高積算であったことからすると、むしろ、物成高を基準にして生産高が算出されたとみれる。この関連を示すのが寛永十一年の「佐賀領高物成等覚書」で、表1がその内訳である。

上段の部分は「右者先年御公儀江肥前一国絵図被差上候砌、御領中書付之

分」とあるので、慶長十八年届け出た時期の内容であることがわかるが、

一高三拾五万七千三拾六石五斗九升九合

但右之高ヲ六ツ七部式合四尺成ニメ

物成式拾四万三拾石三斗六升八合壹尺

と、

一高四拾九万七千八百八拾五石壹斗八升

但此物成テ五ツ成ニメ高積リ、右之分覺

物成式拾四万三拾石三斗六升八合壹尺

としている部分の関連が問題である。前者の場合は高に対する物成高の割合をみたもので、それは成にして六ツ七二四に当たることを算出しているが、後者の場合は物成高を同じとして、成を五ツにすれば、高は四九万七八八五石余になると計算している。この四九万七八八五石が生産高を表わすのではないことは言うまでもない。ここで肝要なのは物成高を基準にして高の算出が行なわれていることである。表高が生産高に基づいて設定されるのが一般的であるとすれば、この高算出はそれとは逆に物成高が基礎になっている。表高はこの限りでは幕府や諸藩との関係を別とすれば、領内においてはそれほど意味を持たない。それゆえ、このような高計算が行なわれているとみれよう。つまり表高は物成高を基礎にした場合に成との関係で変動するということである。

佐賀藩領内では表高がそれほど意味をもたないのは、着到帳からもうかがえる。

寛永五年の「惣着到」の末尾には、

知行二拾六万四千七百二拾式石四斗

切米知行千三百四拾四石

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

切米五百斛

とあって、すでに知行切米高だけで表高三五万七〇三六石余の七四%に達している。

明暦二年の着到帳では、

合知行三拾八万千貳百拾三石六斗七升貳合

知行二万六千六百四拾石

一切米六百五拾六石知行役ニ加リル

知行二万五千五百六拾五石

一切米千貳拾六石知行役

外ニ

一 知行五千八百七拾九石貳斗五升九合壹勺壹札

寺社領

一 知行貳千六百貳拾九石八斗四升五合

内儀高

(中略)

右切米合壹万八千四百九拾七石貳斗

都合知行切米四拾四万九千貳百五石六斗貳升六合壹勺壹札

とあって、寺社、内儀領を含めた知行が四四万九二〇五石余になっている。これには藏入地が含まれていない。それゆえ、家中の知行高だけで表高を上廻っている。

寛永五年と明暦二年の着到帳における知行高はすべて物成高を基礎にして算出され、寛永五年がほぼ五ツ成、明暦二年が四ツ成として知行高と物成高が設定されたために、知行高が表高を明暦二年のように上廻る結果になっている。

知行高における寛永五年や明暦二年の事例のように、佐賀藩内では物成高が基準になっている。この物成知行の基礎になっているのが、鍋島道虎知行坪付状でみられた反取法による年貢徴収であった。

鍋島道虎の場合が例外的でないことは、少し時期は下るが寛永十三年丙午正月廿一日の日付がある横尾三良兵衛尉の給地にかかわる「小城郡三ヶ月郷内深町ヶ里御配分帳」の内容からもうかがわれる。それにはつぎのようである。

田方

壹本たふ籠九（なか）割

六段九畝拾八歩半

内

□の上三段九畝八歩（なか）

中 壹段五畝

下 壹段五畝拾歩半

（中略）

田数貳町五段六歩半

合

此米拾六石七斗四升四合

内

中ノ上三段九畝八歩（なか）

此米三石三斗三升八合

中 三段三畝三歩半（なか）

此米二石五斗八升三合

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

下惣段ニ米六斗八升代 壹町九畝拾壹歩半

此米七石四斗三升九合

(後略)

とあり、品位別反当り年貢量が設定され、それに基づき品位別面積による年貢量が此米ということでもとめられている。この知行を配分されている横尾三良兵衛尉は佐賀藩支藩の小城藩家中なので、支藩においても、本藩と同じ反取法が施行されていることがうかがえる。

同じことは、上級給人であり、後に大配分と称せられた武雄氏の所領内の様相から指摘できる。寛永十九年⁹五月八日の日付がある「諸村田畠斛積帳」における記述はつぎのようになっている。

真手野村

惣老段ニ付米六斗七升代
一田方六拾町六畝廿式歩

此米三百七拾式石四斗壹升七合也

惣老段ニ付米三斗代
一畠方式拾町三段式畝拾六歩

此米六拾石九斗七升六合也

田畠二口合米四百三拾三石三斗九升三合也

一仁分上り米八石六斗六升八合也

惣綿十ツニ付米三升六合惣ニ付六石米也
一綿七百八拾仁袋

此米貳石八斗壹升五合也

惣老束ニ付穀壹加仁分ニ付百目ニ付六石米也
一紙三拾三束三帖也 此楮千七百式拾四樹

此米貳石三斗九升七合也

但米貳斗貳匁四匁ニ付六石米也
一樹木成錢五貫百九拾文 但柿仁百拾三本梅九本・梨四本

右同
一漆成錢百八拾文也 此漆木三拾六本 銀五文宛 但米貳斗

此米四升三合也

但米貳斗貳匁四匁ニ付六石米也
一畦成銀拾貳匁三分六厘但此畦段壹畝拾六步 此竹百五拾八束二分三カ、ル

此米七斗四升貳合也

但米貳斗貳匁四匁ニ付六石米也
一茶園五段貳畝廿九分半 此米
四石貳斗三升八合也

右合米四百五拾三石五斗四升貳合也

但米貳斗貳匁四匁ニ付六石米也
一田方拾三町四畝拾六步

柚木原村

此米百拾八石七斗壹升三合也

但米貳斗貳匁四匁ニ付六石米也
一畠方貳町九段七畝壹步

此米拾壹石八斗八升壹合也

田畠二口合米百三拾石五斗九升四合也（後略）

とある。

「諸村田畠斛積帳」が領内各村の年貢負担量に関する積帳であることは、田畠面積における反当り米量とその総量の計上とともに、綿・紙・樹木・漆・茶園などについても米換算が行われていることや、反当り米量がいままでみてきた諸例における年貢量とほぼ近似していることなどから指摘できる。

以上のように、佐賀藩では反取法による年貢賦課体制にあるため、基準になるのは田畠面積と品位であり、品位別佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

反取量と面積によつて年貢量が決定される仕組であつた。生産高把握は反取法が基軸である限り主要なものでなく、それは領内において政策基調にならない。家中知行体系が物成知行であるのも、この反取法の徴租制に由来しているといふことが出来よう。

【註】

- (1) 拙稿「佐賀藩確立期の財政構造に関する一考察」『佐賀大学経済論集』一一卷二号。
- (2) 『佐賀県農地改革史』上巻一六八—一七〇頁。
- (3) 佐賀県立図書館蔵。以下別に記さない限り資料は同館蔵のものである。
- (4) 「豊臣秀吉朱印状」『長崎県史』史料編二 七三七—七三八頁。
- (5) 「鍋島文書」一〇一—豊臣秀吉朱印状写『佐賀県史料集成』三卷所収。
- (6) 「坊所鍋島家文書」二九〇—鍋島勝茂知行宛行状『佐賀県史料集成』一一卷所収。
- (7) 「多久家書物」所収。
- (8) 小城町史編纂委員会編「小城町史資料集」五集所収。
- (9) 武雄市役所蔵。

二 徴租法の確立とその特質

佐賀藩の徴租法は反取法であり、生産高や免などのかかわりが殆んどないことをみたが、この体制は基本的には天文期の徴租法の継承とみられ、それをより細かく制度化したのが慶長検地であつた。慶長検地は田畠品位別反取量設定などで精密になり、佐賀藩の徴租法を基礎づけたことでは画期をなすものであつたが、生産高把握が基調になつていないとみられる点では、徴租制の上で根本的な転換をなすものでなかつた。

ところで、反取法による徴租制でも年貢徴収体制の整備は必要とされるが、これは寛永中期ごろには体制化された

とみれる。

寛永十二年の佐賀藩蔵入地の歳入史料にはつぎのように記されている。¹⁾

都合地米九万三千八百八石八斗五升八合八尺一寸

内

除米壹万五千五拾五石貳斗三升八合六尺七寸

当有米七万八千七百拾三石六斗一升八合一尺四寸

本口合米八万四千四百六拾八石五斗九升五合八尺一札

内

一米五万三千三百拾六石九斗六升 御遣方成

但拾貳ヶ月御定之内米銀ニて渡分

一米八千貳百三拾七石壹斗五升 大坂上米ニ成

但拾貳ヶ月御定之内銀代ニ成

(後略)

都合地米とあるが、地米が徴収予定本年貢量を意味することから、蔵入地の目安においても、先ずこの地米が書き上げられていることは、本年貢量の把握が肝要であることを示すものであろう。地米に計上された量がそのまま徴収されるのではないことは、これが品位と面積のみによって算出された量であつて、田畠の荒廃や作柄などを反映したものでないことから明らかである。このため、荒廃や畠方田成および天災による影響などを考慮した控除が必要になる。これが集約されたのが除米である。地米から除米を差し引いたものが当有米で、これに高掛物としての口米を加えたのが米総量となっている。

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

地米が先ず記され、次いで除米が計上され、地米から除米を差引いた部分が当有米として書き上げられることが、先述の例からして寛永十二年ごろには体制化されているとみられる。

佐賀藩財政制度上では、寛永十四年が諸規定の制定ということで画期をなす年であるが、この諸規定の中で「算用ニ付而定置条々」^②があるが、その中で歳入地の歳入決算の様式が定められている。

口米加テ、但白石口米除テ
蔵入物成都合何程

内

落米何程

口米之内何程代官ニ渡ル

当否何程

当有米何程

内

白米何程

赤米何程

黄米何程

二月十五日切ニ江戸・上方間ニ可差越、蔵入大目安、右之分ニ仕立候て可然と定めている。

物成量、落米、当否米、当有米の計上があり、物成量が徴収予定量であることを示し、これに落米や当否米を差引いた残りが当有米となっている。寛永十二年の蔵入物成目安の記帳様式と同じである。

寛永十八年に算用関係の諸規定がまとめられ、それは「勘定所御印帳」として集約されるが、その中の「算用ニ付

而定置条々」には、

一兩蔵入地米都合何程

内

除米何程

但何々除ク

当有米何程

但百石口米除ク

此口米何程

本口合米何程

内

白米何程

黄米何程

両蔵入大目安右之分ニ仕立候而、毎年春中ニ彦右衛門手前が江戸・上方間可差出事と、ほぼ寛永十四年の場合と同じ内容で決算書を作成することが定められている。この「定」によって決算書が作られていることは「寛永十八年両御蔵入物成目安⁽³⁾」からうかがえる。

合地米拾万四千拾七石五斗

内

米四万八百五拾石

当除キ

残有米七万三千百拾七石五斗

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

口米貳千貳百九拾五石 白石口米除テ

本口合米七万五千四百六拾二石五斗

内

米三万四千貳百七拾五石八斗

御定米ニ而御遣方

(後略)

とあり、御印帳の規定に従って作成されている。

佐賀藩では以後この様式で決算書が作成されていることは「御物成并銀御遣方大目安」における記帳様式から判明する。宝暦十年の「御物成并銀御遣方大目安」ではつぎのようになっている。

一都合地米拾三万八千七百三拾九石貳斗四升

但備銀地八テ

内

米百六拾七石六斗五升四合

其外御蔵床之類除

上使屋

(中略)

合除米四万七千七百三拾五石壹升

落米廻三部八札壹六貳口三八三九

残有米九万七千四石貳斗三升

口米三千八百八拾石壹斗六升九合

本口米拾万八百八石拾四三斗九升九合

内

米六千五百八石壹斗八升貳合

右御新地方并丑ノ年以来上リ地御物成

残有米九万四千三百七拾六石貳斗壹升七合

内

赤米壹万五千百八石四合

黄米千三百三拾八石四斗八升

白米七万七千九百貳拾九石七斗三升三合

(後略)

と、寛永十八年の「算用ニ付而定置条々」で定められた様式に応じた内容になっている。こうして、寛永中期にはすでに蔵入算用体制が定まっているが、予定物成量を地米で表わし、除米を差引いた部分を残有米ということで把握する仕組が形成されている。またこの仕組が藩制期を通じて佐賀藩で行われたことは、先述のように「御物成并銀御遣方大目安」の記帳様式が安政四年まではほぼ同じであることからもうかがわれる。⁽⁴⁾

寛永中期になると、蔵入算用体制も整ってきたが、これと関連して地米の用語が年貢量を表わすものとして使用されるようになる。先述のように、家中知行は物成知行体系であったが、幕藩制国家確立にともない、参勤などで藩外との交流が深まり、身分・家格に応じた対応が重要になってきたことから、知行体系も草高的知行が用いられるようになった。知行は物成であったのが必ずしもそれを意味しなくなり、ここに知行を物成知行と区別する必要性が出てきた。このため、物成は知行と関連づけられ、年貢量そのものを表現する用語ではなくなった。年貢量と関連したのもとして地米なる用語が用いられるゆえんがここにあった。幕末期の事例であるが「大小配分石高帳」には、つぎの

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

ように記されている。

物成貳万九千三百壹石

鍋島紀伊守

佐賀郡佐保川嶋郷

地米三百六拾七石二斗三升

平野村

同貳百八拾壹石三斗五升壹合

東山田村

同貳百五拾七石七斗四升七合

西山田村

(中略)

郷数拾壹郷

合 村数百四拾四ヶ村

地米貳万九千貳百五拾壹石九斗七升

と、知行が物成で表示されるが、村付では地米で表わされる。物成は知行に、地米は本年貢量と関係づけられたものになっている。地米が年貢量を示すことは、小城郡内の左の例よりもうかがえる。

(一) 但舊段ニ米八斗五升代
中ノ上三段九畝八歩

此米三石三斗三升八合⁽⁵⁾

(二) 下四畝廿六歩 貞右衛門

但舊段ニ付米八斗貳升代
地米三斗九升九合⁽⁶⁾

(一)の場合は寛永十三年の場合であり、まだ此米となっている。(二)は文化十四年で此米は地米となっている。地米は年貢量を表わすものとして使われていることがうかがえよう。

地米制は反取法による徴租制の佐賀藩的表現であるが、この体制下での徴租手続について若干検討してみよう。

明暦期に集大成された藩法「鳥子帳」の中に年貢関係についてつぎのように定めている条項がある。

一蔵入所之地米細付帳我等印判をつき、代官銘々へ渡置候条、無相違令取納候様ニ耦敷可申付候、代官相替り候刻ハ右之帳儘ニ可引渡事

この条項においては、地米細付帳を作成し、この帳にあるように取納めることが代官の役目とされている。地米細付帳は収穫期以前に作成されていることは、これよりうかがえるが、それは或る程度固定化されたものとなっている。

一田仕付肝要之儀候、師走初より代官郷内相部^(はま)、農業之人数を地米之員数相考、年内早々仕廻候て百姓共正月よりハ、耕作一篇ニ仕候様ニ可令支配候、自然年明候迄田仕付於延引者代官可為緩事

とある。代官の職責として、農民数と地米量とをよく勘案して、耕作者を年内に確定し、正月からは耕作に専念できる体制をつくりだすことが求められている。「地米之員数」と「農業之人数」とを考慮するという場合には、「地米之員数」がほぼ確定しているとみれるし、二月中にそれに応じて耕作者を確保するとしているから、十二月以前に地米量がきまっていることになる。それゆえ、「地米之員数」はある一定の年限内は固定しているとみれる。

地米制の下において検見が前提されていることは、次の規定からもうかがわれる。

一物成取納之儀其在所之地米ニ請ない候へハ無申事候、損毛有之在所ハ其付々之代官可申出候条、早速検者を差越、代官、検者令相談有式之落米差免候様ニ可申付候、落米之員数并否所等之目安ニ者検者令加判、郷内ハ無延引早々罷帰、右之趣細ニ其方へ申聞候様可申付候

附り有式之地米ニ相済候在所ニハ検者構間敷事

と、年貢徴収が地米量まで徴収できれば越したことはないとしていることは、地米量が徴収予定年貢量であることを示しているが、災害などで作柄不良になった場合に検見が行なわれ、控除量が決定される仕組になっている。この控

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

除量の決定は十月を期限としている。

一損毛之在所ニ物成定依令遅々作毛弥損、百姓之痛ミニ相成由候条、段々急度相済十月限りニ仕舞候而當有米之目安差出候様ニ堅可申付事

附リ蔵入所一職其年之物成員數凡之目安仕立候而霜月十五日限りニ可差出事

とあり、十月を限度として、それぞれに落米などを控除した年貢量の決定が求められ、蔵入地では十一月十五日までに年貢徴収概数帳を差出すことになっている。

年貢上納期限は十一月中とし、十二月十五日までには蔵入地徴収年貢量の帳面提出となっている。

一物成相調候儀、早田・中田・中手・晩田其外島畠屋敷之物成迄段々取納、員數前兼相定日限を以無相違蔵納可仕由耦數代官へ可申付候、毎年霜月限ニ皆納仕、代官銘々答差出由定置候条、師走十五日限ニ蔵入都合有米取納之目安可差出候

一（略）

年貢徴収は十一月を期限とし、十二月十五日までに蔵入総徴収目安を提出することが、このように代官に求められている。

以上のように、地米は徴収予定年貢量であるが、それは農民の剰余労働部分を収奪しつくすほどのものとみられる。太閤検地の年貢率は生産量の三分の二に設定されたが、佐賀藩も太閤検地のこの収奪率が適用された。さきに寛永十一年の佐賀領高物成等覚書において、高と物成の比率が六ツ七部式合四尺つまり六七・二四%であったことをみたが、これなどは三公二民の徴収率の適用を示したものとみることが出来る。慶長・元和期において表高に対する物成率が三分の二を基準にしていたことは、鍋島元茂に対する知行宛行においてもみられる。「今年（元和三年…註）之冬、直茂公・勝茂公御父子御相談之上、元茂公江被遣候御知行高之御書付」として、次のように記されている。

知行在所之事

一高米四千八百拾六石貳斗四升三合

小城郡芦刈之内

一高米五千五拾壹石六斗壹升壹合六杓

杵嶋郡佐留志

一高米貳千貳百拾九石八斗三升四合

同郡山口之内

一高米貳千八百石

同郡大町

一高米千八百拾石貳斗三升五合

同郡山代

俱六ツ成
右合壹万六千六百九拾七石九斗貳升

定米壹万拾八石余

元和三年十二月朔日

信濃守御印

三平殿遣之候

とある。「但六ツ成」と記され、高米一万六六九七石九斗貳升に対して定米一万一八石余とあり、六ツ成の定米になつてゐる。全剰余労働搾取という幕藩制第一段階の収奪政策が佐賀藩でも貫徹されているのがみられる。この制度的表現が地米量である。地米が全剰余労働収奪をめざしたものととして、農民的剰余の介在を認めないきわめて厳しい年貢徴収の体制的表現であるため、荒廃地、天災による被害などに対する減租措置が必要になり、このため検見が収穫時には認められていた。しかし、収穫時のみでなく稲作開始時においても荒廃地や損耗地の控除をせざるをえなかつた。これが春落米である。春落米の計上の在り方を宝暦十年の「御物成并銀御遣方大目安」の記帳様式よりみれば、次のようである。

但御借銀地入す
一都合地米拾三万八千七百三拾九石貳斗四升

内

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

米百六拾七石六斗五升四合

上使屋其外御藏床之類除

米五千四百七拾七石九斗六升四合

否所除

米六千六百七拾壹石七斗九升五合

年記成定無米二

千三百九拾六石七斗八升五合

田方畠二成無米

米貳万百貳拾七石七斗貳合

春落米

七千八百八拾貳石五斗壹升五合

当落米

米拾五石五斗九升五合

諫早栄田新宿地料除

合除米四万千七百三拾五石壹升

(後略)

とあり、地米一三万八七三九石二斗四升に対して四万一七三五石一升の除米があるが、この除米は否所除、年記成定^(期)無米、田方畠二成無米、春落米、当落米が主なものである。否所除は荒廢地の控除、年記成定無米は一定年期間の免除地、田方畠成無米も地目転換による免税措置によるものであり、これらはほぼ或る期間は固定化される要素がつよかった。これに対して春落米は、その年に作付けできなかった耕地の地米量を免除したものである。地米からこれらを控除した部分が年貢量であるが、収穫時に検見が認められており、作柄のよくない耕地には検見によって年貢量を減少させた。これが当落米である。

以上のように、地米制においては、地米が一定の期間固定化されていることから、春と秋に不作地の年貢を軽減する措置がとられていたが、落米を行なう措置は明暦期には確立していた。藩法「鳥子帳」に、次のように規定されている。

一落米之儀、村中無滯代官として支配仕候様可申付候、落米員数小百姓迄不存候得者、後日代官庄屋と出入有之儀

ニ候条、村々之落米員數を手紙ニ書付、檢者を以小百姓迄合点申候哉可相究候、其上ニ而右落米之員數を一村ニ小百姓二三人ツ、渡置可然候、若落米滞も有之ニおひてハ代官曲事ニ可申付候条、有体則可承候、自然其方手前ニ隱置、脇於顯然ハ其方可為越度事

附リ延米・借春落米・飢飯米等在所も右可為同前事

落米量を村民が知るように措置することが規定されていると共に、春落米についても同じようなことが求められている。

佐賀藩では生産高は余り問題にならず、むしろ物成高が重視されていた。家中給人への知行宛行も物成で行ない、年貢については地米なる用語で統一的に把握する体制が形成された。

地米なる用語が寛永中期ごろに用いられるのは、反取法を基軸にした徴租法が体制化したことの反映とみなすことが出来る。村高表示の場合においても、地米で表わされるようになり、生産高表示が基調にならない。

地米制は先述のように、反取法であるために、年貢徴収において免とのかかわりが無い。佐賀藩においては免を用いて年貢決定を行なうことがなかったことは年貢関係の史料からも検討づけられる。文久元年の事例であるが、佐賀藩蔵入地の年貢帳の記載をみると、次のようである。

忠左衛門

一田方地米八斗八升三合

内

田方除米三升五合

残地米八斗四升八合

口反米七升六合

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

一米壺斗七升

夫料

一同七升六合

貫物

メ壺石壺斗七升

内

米八升七合

田方春落

同八合

右反米

メ九升五合

米九斗

御蔵納

(後略)

とあり、地米が先ず記され、ついで除米量と口米、反米量が書かれ、更に夫料、貫物量が計上され、これらの合計量がまとめられる。このうち、春落量とそれにかかる反米量が指し引かれている。そして村総量においては、同じような記述である。

右 合

田方地米六拾九石貳升六合

畠方地米貳石六斗四升五合

屋敷地米三石壺斗五合

メ地米七拾四石七斗七升六合

内

田方除米拾貳石五斗七升貳合

畠方除米五斗五升四合

屋敷除米壹斗五升五合

ノ除米拾三石貳斗八升壹合

残地米六拾壹石四斗九升五合

口反米五石五斗三升五合

一米拾貳石壹斗八升

夫料

一米五石五斗貳升貳合

貫物

ノ米八拾四石九斗三升四合

内

米四石六合

春落

米貳斗九合

畠落

米三斗七升六合

右口反

米五石六斗八升九合

夫料

ノ拾石貳斗八升

と、前例とほぼ同じ内容で村合計量が集計されている。

これらの事例からもうかがえるように、地米制においては免が不用になっている。寛政元年に佐賀藩領に巡見使が来領したが、その折の巡検使の問いに次のように答えている。

一田畑免ハ何之通哉と御尋ニ付、免と被仰候者何事ニ相当候哉不相心得候段御尋申上候処、五年免ニ而候哉六年免

ニ而候哉御尋ニ付而、免とハ何事ニ而御座候哉と重而御尋申上候処、定免敷と被仰候付、物成懸り様之儀ニて候

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

哉と御尋申上候処、則其通之由被仰候ニ付定成之由申上候（後略）

とあり、巡見使が免率を問うたのに対して「何事ニ相当リ候哉不相心得」と答えており、免が不用な徴租法のため免という用語自体も知らないでいる。これは諫早湯江村の事例であるが、同村のことが例外でないことは、杵島郡牛津での巡見使の問いに対する答えにおいても同じである。

一爰元ハ定免ニ而候哉と御尋ニ付、何之御事ニ候と折々御尋申上候得共、何共不差分いケ様免と申儀除米と相心得候故、宅部半式部落方有之候由申上候（後略）

とあり、この場合も免についての問いに対して何事か分からず、色々尋ねても理解できないので、除米のことだろうと判断して、その率を答えている。

佐賀藩領においては免を用いて年貢を賦課する厘取法でなく、反当り租額による反取法であったため、譜代領や幕領で一般的に用いられた免という用語自体が理解できない状況にあった。これはつぎのような巡見使との問答にはつきり現われている。前記湯江村での事例であるが、

一免者何程ニ相廻候哉と御尋ニ付、免とハ不相心得段申上候処、免者年貢取加⁽⁸⁾之由被仰候付、又重而其儀も不相心得段申上候処、現米取立之儀と被仰候付、田地宅反ニ付何程ニ相廻候田ニ而御座候哉と御尋申上候処、其通之由被仰候付、凡五斗位と申上候、壹石付而幾ツニ廻哉之段御尋ニ付三ツ五合ニ相廻候由申上候とあり、免及び取箇の用語が分からずにいることがうかがえる。

【註】

(1) 「多久家書物」所収。

(2) 「多久家有之候御書類写」所収。

(3) 「多久家書物」所収。

(4) 安政四年の「御物成并銀御遺方大目安」内には、次のように書かれている。

一都但御借銀地入デ合地米拾三万九千七百六拾貳石貳斗八升

内

米貳百六拾石八斗五合

上使屋其外御藏床之類除

米五千四百貳石八升貳合

否所除

米貳万貳千九百九拾五石四斗六升八合

年記成定無米

米貳千三百貳拾壹石壹斗三升四合

田畠ニ成間米

米八千三百四拾四石五斗五升四合

春落米

米千五百拾石四斗九升

当落米

米拾石五斗九升五合

諫早栄田新宿地料除

合除米四万八百四拾五石壹斗貳升八合

落米廻シ貳部九合貳杓貳札四七壹四九四六余

残有米九万八千九百拾七石壹斗五升貳合

口米三千六百六拾七石五斗七合

反米四千五百六石壹斗七升九合

三口合米拾万七千九拾石八斗三升八合

内

米壹万四千八百拾壹石三斗壹升壹合

但白石三郷同捌方御物成

米四千三百石四斗貳升壹合

但新御小物成

残有米八万七千九百七拾九石壹斗六合

(後略)

(5) 「小城郡三ヶ月郷内深町ケ里御配分帳」(『小城町史資料集』五集所収)。

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

佐賀藩徴租法に関する若干の考察

- (6) 「小城郡五百町郷吉原ケ里田屋舗帳」(同右所収)。
- (7) 「元茂公年譜」元和三年。
- (8) 「文久元年御蔵入養父郡立石村御物成取納庭帳」(『鳥栖市史資料編』五集所収)。
- (9) ～ (11) 「巡見録」。

むすびにかえて

佐賀藩徴租法の特質およびその形成過程について若干検討した。佐賀藩の徴租法は土地面積を基準にした年貢賦課であり、いわゆる反取法であった。これは中世的年貢賦課様式に類似しており、幕領や譜代藩領の徴租法とかなり異なるものであった。佐賀藩でこのような徴租法がとられた要因を太閤検地との関連でみれば、太閤検地の施行基準が明確化した文禄検地が肥前地域においては養父郡など一部のみに行われて、全域的に実施されなかったのではないかということがある。肥前地域の天正検地では土地単位が大小半丈制から町反畝歩制に転換したが、生産高調査が行なわれなかったことは現存する検地帳から指摘できる。また慶長検地においても知行坪付状からみると品位、面積の調査はあるが生産高把握が基調になっていたとはみれない。知行宛行が物成高で行われていることはその一端を示すものであろう。佐賀藩では寛永期以降年貢に関する用語として「地米」なるものが用いられる。地米は徴収予定年貢量であり、免が使われる徴租体制下のいわゆる定免制による年貢量に当たる。地米が一定期間固定化しているからである。地米が反取法によって算出されていることは、それが生産高把握を前提としない体制において形成されたことを意味する。こうして、佐賀藩領内では表高とは無関係に地米量が機能し、むしろ領内においては地米が基軸になる。この制度的確立が蔵入決算においても地米で表示する仕組の形成であり、これによって地米制が体制化さる。

佐賀藩で地米制のような徴租法がとられたのは、旧族地付大名がそのまま近世大名になった所領構成と文禄検地に

よる所領体制の近世的轉換が一部地域に過ぎなされたことに由来するとみられる。太閤検地による近世的轉換は一職支配体制の確立と土地丈量單位の町反制への移行および石高制の施行ということではありながらも、生産高把握による年貢賦課様式が実施されなかったことは、佐賀藩が幕藩制国家においてかなり独自性をもつ所領構造形成の要因になったとみなすことができる。

佐賀藩徴租法は土地の肥瘠に応じて年貢量が設定され、しかも免相はなくて肥瘠に対して反当り年貢量が設定されるということであるので、立毛の状況に従って年貢量が決定される方式と異なっている。いわば土免制に属する徴租法とみることが出来る。また、免相が問題にならず、反当り年貢量が定められていることからすると、土地肥瘠を基軸した徴租法としての土免制の中でも特色をもつとみれよう。